

条例等立案表

<p>題名 徳島県教職員互助団体に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 福利厚生課</p> <p>担当者名 梅田 光代</p> <p>電話番号 三一七九</p>
<p>制定理由 退職者互助事業の廃止に伴い所要の整理を行うため、この規則を改正する必要がある。</p>	<p>あらまし 一 退職者互助事業の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。 二 この規則は、平成二十三年四月一日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 徳島県教職員互助団体に関する条例第二条第二号</p>
<p>法令審査会 要・否</p>	<p>備考 備</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教職員互助団体に關する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月 日

徳島県教育委員会

委員長

佐藤盛仁

徳島県教職員互助団体に關する規則の一部を改正する規則

徳島県教職員互助団体に關する規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(新)

(組織)

第二条 互助団体は、次に掲げる職員をもつて組織するものとする。

- 一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項第二号に規定する公立学校共済組合の徳島支部の組合員である職員
- 二 互助団体の事務又は事業に従事する職員（前号に掲げる職員を除く。）
- 三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二六一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(旧)

(組織)

第二条 互助団体は、次に掲げる職員をもつて組織するものとする。

- 一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第一項第二号に規定する公立学校共済組合の徳島支部の組合員である職員
- 二 互助団体の事務又は事業に従事する職員（前号に掲げる職員を除く。）
- 三 前二号に掲げる者で、その職を退いた者のうち互助団体に加入を希望するもの
- 四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二六一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員